

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第2691号)

令和3年5月25日

横情審答申第2691号
令和3年5月25日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会
会長 藤原 静雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問に
ついて（答申）

平成31年2月4日こ西児第1424号による次の諮問について、別紙のとおり答申し
ます。

「請求者本人の西部児童相談所における、保護理由および保護期間中の生
活に関する記録（2010年以降現在まで）＊親権移間と保護解除に関するもの
を含む。」の個人情報一部開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「請求者本人の西部児童相談所における、保護理由および保護期間中の生活に関する記録（2010年以降現在まで）＊親権移間と保護解除に関するものを含む。」の保有個人情報を一部開示とした決定のうち、別表に示す部分を非開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「請求者本人・・・の西部児童相談所における保護理由および保護期間中の生活に関する記録（2010年以降現在まで）＊父への親権移間と保護解除に関するものを含む」の個人情報本人開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成30年11月22日付で行った「請求者本人の西部児童相談所における、保護理由および保護期間中の生活に関する記録（2010年以降現在まで）＊親権移間と保護解除に関するものを含む。」（以下「本件保有個人情報」という。）の個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件保有個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という。）第22条第3号及び第7号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

(1) 条例第22条第3号の該当性について

本件保有個人情報のうち、審査請求人以外の個人の氏名は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるため本号本文前段に該当し、かつ本号ただし書アからウまでに該当しないことから非開示とした。

(2) 条例第22条第7号の該当性について

本件保有個人情報のうち、審査請求人以外の個人の面接の記録及び電話の記録は、審査請求人以外の所見や判断が含まれるもので、審査請求人が知り得ない情報である。したがって、これらの情報を審査請求人に開示すると審査請求人以外の個人と審査請求人との間でのあつれきを生じるおそれや、今後児童相談所が審査請求人以

外の個人から業務上必要な情報を得られなくなるなど、審査請求人に係る業務に支障が生じるおそれがある。

また、本件保有個人情報のうち、審査請求人に係る評価を含む対応及び所見の情報は、児童相談所や区役所、医療機関等の関係機関（以下「関係機関」という。）が児童福祉及び児童虐待防止の業務を遂行するに当たり、児童相談所職員及び関係機関職員の審査請求人に関する率直な評価、対応等をありのままに記載したものである。したがって、これらの情報を審査請求人に開示し、審査請求人の認識と異なっていた場合、今後の適正な相談業務が困難になる等、審査請求人に係る業務に支障が生じるおそれがある。

以上のことから、審査請求人以外の面接の記録及び電話の記録並びに審査請求人に係る評価を含む対応及び所見の情報は、本号に該当するため、非開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 黒塗りになっている部分全て、なぜ黒塗りかを理由を示すべきである。
- (2) 請求者とその子（特定個人）の心身、精身とその後の人生や生活様式、考え方、自我、人間性、社会性、協調性、ありとあらゆる生きるということに重大な障害や生きづらさを抱える原因であるため。

今後の面会交流に向けての重要情報であるため、なぜなら、関係性の悪い夫に子を渡したことで、戸籍の附票の開示を拒まれてしまい、面会交流の手紙すら送れず。まず、住所を開示するよう求める手続をしなければいけない等、余計な労力と時間と金銭が発生し得るため。

5 審査会の判断

(1) 児童相談所の相談援助業務について

児童相談所は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき同法第1条に規定する児童福祉の理念を実現し、児童の基本的権利を保障するため、都道府県及び指定都市に設置が義務付けられている行政機関（同法第12条第1項及び第59条の4第1項）である。

横浜市は、4か所の児童相談所（中央児童相談所、西部児童相談所、南部児童相談所及び北部児童相談所）を設置し、児童の養育や障害等に関する様々な相談を受

け、児童や保護者等への助言を行うなどの相談援助業務を行っている。なお、児童相談所ではこのほか、児童の一時保護や児童福祉施設への入所措置の業務等を行っている。

児童相談所は、しつけ、不登校等の児童育成上の問題、児童の養護、虐待、非行等に関する事、知的障害、自閉症等の障害に関する事などの様々な問題等について、家庭その他からの相談に応じ、専門的立場から児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行い、これに基づき、個々の児童及びその家庭に最も適した援助を行う相談援助業務を行っており、援助に当たっては、常に児童の最善の利益が考慮される。

(2) 本件保有個人情報について

ア 本件保有個人情報は、西部児童相談所が保有する審査請求人の第一子及び第二子のケース記録（以下「本件ケース記録」という。）並びに第一子に係る警察署からの児童通告書（以下「本件児童通告書」という。）である。

イ 本件ケース記録について

ケース記録は、児童相談所が児童ごとに記録する相談援助等の対応記録であり、児童相談所と関係機関、関係者等とのやり取りや児童相談所における協議、対応等を時系列で記録するものである。ケース記録は、児童ごとに作成した個別ケースファイルにファイリングすることとされている。

本件ケース記録には、審査請求人、審査請求人の第一子及び第二子の状況等について西部児童相談所と関係機関、関係者等が面接又は電話でやり取りした内容、西部児童相談所による審査請求人に係る評価、判定、所見等が、時系列で記録されている。

実施機関は、本件ケース記録に記録された情報のうち、虐待対応専門員及び夜間対応専門員（以下「虐待対応専門員等」という。）の氏名、審査請求人以外の個人と西部児童相談所との電話のやり取りの記録の一部（以下「本件個人通話情報」という。）、関係機関からの情報及び関係機関担当者と西部児童相談所とのやり取りの記録の一部（以下「本件連絡調整情報」という。）、西部児童相談所における審査請求人に対する評価、判定、所見及びそれに関する協議内容（以下「本件評価判定情報」という。）並びに審査請求人及び審査請求人以外の第三者の収入情報（「本件収入情報」という。）を非開示としている。

実施機関は、弁明書において、これらの非開示部分のうち虐待対応専門員等の

氏名は条例第22条第3号に、本件個人通話情報、本件連絡調整情報及び本件評価判定情報は同条第7号に該当すると主張している。

本件収入情報については非開示理由の説明はない。

また、本件個人通話情報については、本件処分に係る決定通知書では条例第22条第3号に該当するとして非開示としていた。

ウ 本件児童通告書について

児童福祉法第25条では、要保護児童を発見した者は、これを児童相談所等に通告しなければならないと規定している。

本件児童通告書は、児童福祉法第25条に基づき、審査請求人の子について神奈川県警察から西部児童相談所に対して行われた児童通告に係る通告書である。

実施機関は、本件児童通告書に記載された情報のうち、担当者の官職氏名の欄に記載された警察官の氏名を、条例第22条第3号に該当するとして非開示としている。

(3) 条例第22条第3号の該当性について

ア 条例第22条第3号本文では、「本人開示請求者以外の個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）・・・又は本人開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、当該保有個人情報を開示しないことができることを規定している。

もっとも、本号ただし書アでは、「法令等の規定により又は慣行として本人開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」については、開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

イ 当審査会が、本件ケース記録に記載された虐待対応専門員等の氏名及び本件児童通告書に記載された警察官の氏名を見分したところ、当該情報は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であることから本号本文前段に該当する。

そして、虐待対応専門員等は、本市嘱託員であり、横浜市職員録に氏名は掲載されておらず、その他氏名を公表する慣行もない。また、警察官の氏名についてはそ

の職位の記載から公表する慣行がないことが認められる。

以上のことから、本件ケース記録に記載された虐待対応専門員等の氏名及び本件児童通告書に記載された警察官の氏名は、慣行として本人開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とは言えず、本号ただし書アには該当しない。また、本号ただし書イ及びウにも該当しない。

ウ 次に、本件個人通話情報を見分したところ、西部児童相談所と審査請求人以外の個人である第三者とのやり取りがありのままに記載されていた。

このうち、審査請求人に言及したやり取りの部分は、本件処分で開示された直前部分の記載から審査請求人にとっては当該第三者が誰であるかを識別できる情報であった。したがって、当該情報は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であり、本号本文前段に該当する。

また、当該情報は、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

本件個人通話情報のうち審査請求人に言及していない部分については、審査請求人に係る保有個人情報には当たらず、本来本件本人開示請求の対象外とすべき情報であるが、開示すべき情報ではないとして非開示とした決定は、結論として妥当である。

(4) 条例第22条第7号の該当性について

ア 条例第22条第7号柱書では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、・・・当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、当該保有個人情報を開示しないことができることを規定している。

イ 実施機関は、本件保有個人情報のうち、本件連絡調整情報、本件評価判定情報及び本件個人通話情報については、本号に該当し、非開示としたと主張しているが、このうち本件個人通話情報は、上記(3)ウのとおり、条例第22条第3号に該当するため開示しないことができる情報であることから、改めて本号の該当性を判断するまでもない。したがって、本件連絡調整情報及び本件評価判定情報の本号該当性について以下検討する。

ウ 当審査会では、実施機関が上記イの非開示部分を開示することによる行政運営上の具体的な支障等を確認するため、令和2年11月30日に実施機関から事情聴取を行ったほか、不明な点について別途実施機関に説明を求めたところ、次のとお

り説明があった。

- (ア) 児童相談所の相談援助業務を遂行するに当たっては、児童相談所と関係機関が連携し、情報共有しながら進めるが、児童の安全や安否の確認を最優先に考えるため、相談援助の内容によっては、関係機関との連携等について、児童の親権者等関係者（以下「親権者等」という。）には秘匿で進めることがある。
- (イ) 本件連絡調整情報のような情報を親権者等に開示すると、相談援助業務に係る関係機関との連携、情報共有の程度や状況が明らかとなり、それが親権者等の認識と異なっていた場合は、親権者等と関係機関との信頼関係が損なわれ、関係機関に対する不安や不満から何らかの働きかけ等が懸念される。また、関係機関に対する不信感等から支援を拒否する等のおそれもある。また、これらのことから児童相談所と関係機関との信頼関係が損なわれ、両者の連携に支障を及ぼすおそれがある。非開示とした部分に、客観的な事実と認められるような情報も含まれているが、開示すると、上記で述べたように、相談援助業務に係る関係機関との連携、情報共有の程度や状況が明らかとなるため開示できない。
- (ウ) 本件連絡調整情報には、関係機関の名称及び担当者名（役職、肩書含む。以下同じ。）が含まれているが、当該部分も含めて上記(イ)の理由により本号に該当すると判断した。
- (エ) 本件連絡調整情報及び本件評価判定情報の記載頁の一部に、西部児童相談所職員個人印の印影（以下「本件印影部分」という。）が押印されていたが、本件連絡調整情報及び本件評価判定情報を黒く塗抹する際に分離することなく塗抹し非開示としてしまったものであり、開示すべき情報であった。
- (オ) なお、本件収入情報の非開示理由については、本件処分に係る個人情報一部開示決定通知書及び弁明書において説明しなかったが、審査請求人の同意を得ず調査した情報であるため、調査したことが審査請求人に開示されると、児童相談所との信頼関係を損なうことで、相談援助業務に支障が生じるため、本号に該当すると判断した。

エ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

- (ア) 本件連絡調整情報について

当審査会が本件連絡調整情報を見分したところ、西部児童相談所が関係機関と対応した日時及び対応手段等、関係機関の名称及び担当者名並びに西部児童

相談所が関係機関から得た情報及び関係機関との連絡、調整内容が時系列で記載されていた。これらの情報は、児童相談所が相談援助活動をするに当たり、必要に応じて関係機関と連絡、調整した経過の記録であり、関係機関とのやり取りそのものである。

実施機関の説明によれば、児童相談所の業務の性質上、関係機関との連携等について親権者等に伝えることができない場合もあるとのことであった。

そうすると、関係機関としては児童相談所に提供した情報及び児童相談所との調整内容が審査請求人に開示されるとは想定していないと考えられる。したがって、本件連絡調整情報のうち関係機関と対応した日時及び対応手段等の事務的な事実を除く部分を開示すると、今後、関係機関の協力が得られなくなるなど、児童相談所の事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあると認められる。また、支援に係る関係機関の関わり方が明らかとなり、それが審査請求人の認識と異なっていた場合、関係機関と審査請求人の信頼関係が損なわれ、検討した支援方針に沿った支援ができなくなるなど児童相談所の事務の適正な執行に支障が生じるおそれも認められる。

これに対し、関係機関と対応した日時及び対応手段等の情報は、西部児童相談所と関係機関とのやり取りに係る事務的な事実であって、この部分を開示しても、児童相談所の事務の適正な執行に支障が生じる上記のようなおそれは認められない。

また、本件連絡調整情報には、既に関示されている情報を見れば審査請求人が把握していることが明らかである情報も含まれていた。当該情報は、開示しても児童相談所の事務の適正な執行に支障が生じるおそれは認められず、本号に該当しない。

よって、本件連絡調整情報のうち、別表の①に示した、関係機関と対応した日時、対応手段等の事務的な事実及び審査請求人が把握していることが明らかな情報については本号に該当しない。しかし、その余の部分は本号に該当する。

(イ) 本件評価判定情報について

当審査会が本件評価判定情報を見分したところ、西部児童相談所の職員の審査請求人に関する率直な評価、判定及び所見並びに西部児童相談所における審査請求人及び審査請求人の子に関する協議内容及び対応方針が記載されていた。

これらの情報を開示すると、審査請求人の認識と異なっていた場合、審査請

求人がこれを受容することは必ずしも期待できず、結果として、児童相談所と審査請求人の信頼関係が損なわれ、今後の適正な支援が困難になるおそれがあると考えられる。

よって、本件評価判定情報は、本号に該当する。

(ウ) 本件印影部分について

本件連絡調整情報及び本件評価判定情報の記載頁に押印された本件印影部分は、実施機関が誤って非開示としたと説明している。当審査会が見分したところ、本件印影部分は、条例上開示しないことができる保有個人情報のいずれにも該当しなかった。

(エ) 本件収入情報について

当審査会が本件収入情報を見分したところ、西部児童相談所が調査した審査請求人及び審査請求人以外の第三者に係る収入の情報であった。このうち、審査請求人本人の収入情報は、審査請求人が把握している事実に係る情報であり、開示しても児童相談所の事務に支障が生じるおそれは認められない。よって、別表の③に示した審査請求人本人の収入情報は、本号に該当しない。

しかし、審査請求人以外の第三者の収入情報については審査請求人に係る保有個人情報には当たらず、本来本件本人開示請求の対象外とすべき情報であるが、開示すべき情報ではないとして非開示とした決定は、結論として妥当である。

(5) 付言

ア 保有個人情報の名称の記載について

(ア) 実施機関が、本人開示請求に係る決定を本人開示請求者に対して通知する際には、決定において特定した保有個人情報について、当該保有個人情報が記録されている行政文書の名称を具体的に通知書に記載することが必要であると考えられる。

(イ) 当審査会が、本件処分の個人情報一部開示決定通知書を確認したところ、個人情報本人開示請求書の請求内容を転記しただけの記載内容となっており、当該記載から、本人開示請求者が特定された保有個人情報を具体的に理解することは困難であることが認められた。

(ウ) 本件処分のように、保有個人情報に係る行政文書の名称を具体的に記載せずに決定すると、本人開示請求者は対象となる保有個人情報の存在等が具体的に認識

できず、実施機関が行った開示、非開示の判断の内容を正しく理解することもできない状況となる。

今後、実施機関におかれては、このようなことのないようにされたい。

イ 理由付記の不備について

- (ア) 本人開示請求に係る保有個人情報を一部開示とする場合の理由付記については、条例第28条第1項において「実施機関は、第25条第1項の規定により本人開示請求に係る保有個人情報の一部を開示しないとき・・・は、本人開示請求者に対し、同条第1項・・・に規定する書面にその理由を示さなければならない。この場合において、当該理由は、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。」と規定されている。
- (イ) 当審査会が本件処分の個人情報一部開示決定通知書を確認したところ、条例第22条第7号を適用する理由の記載について、条文をほぼ引き写した記載のみとなっていた。この記載内容からは、なぜ業務の適正な執行に支障を及ぼすのかが明らかではなく、審査請求人において条例第22条第7号に該当する具体的な根拠を理解し得るものであったということとはできない。また、本件収入情報については、そもそも非開示理由が記載されていなかった。よって、本件処分における理由付記は、不備があるものと言わざるを得ない。
- (ウ) 実施機関は、本人開示請求に係る保有個人情報を開示しない理由を記載するにあたっては、条例の趣旨を踏まえて、開示しないこととする根拠規定及び当該決定をする根拠等について、行政事務に精通していない者が理解し得るように分かりやすく具体的に記載する等、適正に対応されたい。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件保有個人情報を条例第22条第3号及び第7号に該当するとして一部開示とした決定のうち、別表に示す部分を非開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は、妥当である。

(第一部会)

委員 松村雅生、委員 塩入みほも、委員 齋藤宙也

別表 非開示部分のうち開示すべき部分

文書名		該当箇所	
① 本件連絡調整情報			
本件ケース記録	5 頁目	22行目及び28行目の全て	
	6 頁目	11行目及び17行目の全て	
	9 頁目	6 行目の全て	
	13頁目	28行目の全て	
	14頁目	1 行目及び20行目の全て	
	27頁目	8 行目の全て	
	30頁目	13行目の全て	
	40頁目	16行目の全て	
	49頁目	8 行目の全て	
	51頁目	2 行目の全て	
	52頁目	15行目及び17行目の全て	
	82頁目	7 行目の全て	
	99頁目	29行目の全て	
	128頁目	24行目の全て	
	141頁目	21行目及び23行目の全て	
144頁目	30行目の全て		
146頁目	19行目の全て		
② 本件印影部分			
本件ケース記録	44頁目	30行目	印影部分
	56頁目	24行目、25行目、 26行目	印影部分
③ 本件収入情報			
本件ケース記録	1 頁目	30行目	全て
		31行目	1 文字目から 6 文字目まで、 15文字目から20文字目まで
		32行目	1 文字目から 6 文字目まで、 15文字目から18文字目まで
	2 頁目	1 行目	1 文字目から 6 文字目まで

- ※1 本件ケース記録については、第一子ケース記録及び第二子ケース記録を合わせて時系列順に並べたものの一頁を一頁目とする。
- ※2 行数は、空白の行を含め、罫線で区切られた行数を数えるものとする。
- ※3 文字数は、1 行に記録された文字を、左詰めにして数えるものとする。句読点及び記号は、それぞれ 1 文字と数えるものとする。ただし、「…」は一文字と数える。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成 31 年 2 月 4 日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
平成 31 年 3 月 14 日 (第 245 回 第三部会) 平成 31 年 3 月 22 日 (第 355 回 第二部会) 平成 31 年 3 月 26 日 (第 325 回 第一部会)	・諮問の報告
令和 2 年 3 月 24 日 (第 337 回 第一部会)	・審議
令和 2 年 7 月 30 日 (第 339 回 第一部会)	・審議
令和 2 年 9 月 24 日 (第 341 回 第一部会)	・審議
令和 2 年 10 月 26 日 (第 342 回 第一部会)	・審議
令和 2 年 11 月 30 日 (第 343 回 第一部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
令和 2 年 12 月 21 日 (第 344 回 第一部会)	・審議
令和 3 年 1 月 25 日 (第 345 回 第一部会)	・審議
令和 3 年 2 月 16 日 (第 346 回 第一部会)	・審議
令和 3 年 3 月 23 日 (第 347 回 第一部会)	・審議
令和 3 年 4 月 22 日 (第 348 回 第一部会)	・審議